

韓国における知的財産及び電子商取引紛争の 裁判外紛争解決

Kyung-Han Sohn
Aram International 法律事務所

I. 序論

知的財産（IP）の問題、そして各国の電子商取引（EC）が規模においても複雑さにおいても拡大してくると、紛争に関係するさまざまな IP や EC の問題を効果的に処理するために必要なノウハウや専門知識を備えた ADR 制度に対する必要性が明らかになってくる。全体として、IP/EC 紛争に対する韓国の ADR 制度は、それぞれが権限を与えられ処理するための訓練を受けた特定のタイプの IP/EC 関連紛争を扱う、さまざまな法定の委員会や組織から構成されている。韓国における ADR 機関の設立は、紛争を解決するための、訴訟に付随する遅れや経費を伴わない新たな場所を提供することによって、韓国の商業活動を推進し奨励するのに役立つ。それは結局、商売や技術取引の質を向上させ、韓国での取引の新しい基準を定めることにも役立つ。

韓国での IP や EC に関連したさまざまな ADR 手続について以下の議論では、IP/EC 関連の紛争の各タイプに対応する関連機関の特徴について全般的な概説を行う。

II. 知的財産紛争の ADR

A. 著作権審議調停委員会

1. 法律上の根拠および組織

著作権審議調停委員会（「CDCC」）は、著作権および著作権法によって保護される権利に関する紛争を、裁判所の外で最小限の費用により適時に審議し和解を支援するために、著作権法第 81 条に基づいて 1987 年に設立された。

弁護士を責任者とし、経験のある 3 名のメンバーから構成される調停パネルが 4 つあり、著作権紛争を扱う。

2. 管轄権および手続

調停に特に適したタイプの紛争は、著作者の人格権、財産権、隣接権および報酬に関する紛争である。

CDCC は調停申立の日から 3 カ月以内に、調停の結論を出す。その期間中に何も結論が出なければ調停は失敗したとみなされる。CDCC の委員長は、調停の申立を受理した時点で、紛争を 4 つの調停パネルのいずれか 1 つに付託する。調停パネルは、問題を審理

するために定められた日時に出席を要求する召喚状を当事者に送達する。調停パネルの責任者は解決を求める際に、裏付けの証拠、証人、文書証拠、誓言、専門家意見、その他の関連情報を要求することができる。調停の審理日における当事者や利害関係者の表明は、口頭でも書面でも行うことができる。

3. 調停書の効力

調停が成功した場合、それは裁判官の前で裁判上の和解によって達成されたものと同じ効力をもつ。調停が合意通りに守られなかった場合、CDCC の所在地における管轄権のある裁判所が下す強制的な執行命令によってただちに執行される。

4. その他の手続上の問題

調停を申請する際に申請者は、各請求における複雑さに応じて 1 万ウォンから 10 万ウォンの経費を負担する。一般に、調停が終了するまで、その他の経費の負担はない。

調停パネルの責任者が必要だとみなした場合を除き、調停のプロセスは本来、公開されない。したがって、弁護士、経営者、法律上の代表者および委任状をもつ人を除き、当事者の代理人は、自分の資格および権限を書面で証明することによって調停パネルの責任者から許可を得た人に限定される。

コンピューター・プログラム関連の紛争に関しては、コンピューター・プログラム審議調停委員会（「CPDCC」）と呼ばれる別個の機関が、それらの紛争に対する裁判権をもつ（CPDCC についての議論は第 III 章を参照）。

B. 半導体回路配置調停委員会

1. 法律上の根拠および組織

半導体回路配置調停委員会（「SLDCC」）は、半導体集積回路の回路配置に関する法（「回路配置法」）の第 25 条に基づいて設立された。SLDCC は 10 名から 15 名の、韓国工業財産局（「KIPO」）¹ が指名するメンバーから構成される。

2. 管轄権および手続

SLDCC は、回路配置権およびその独占的あるいは非独占的なライセンスに関する紛争を審理し調停する権限をもつ。

紛争の調停を求める人は、その目的および理由の説明とともに調停の申立てを SLDCC に提出することができる。SLDCC は申立て日から 6 カ月以内に紛争を調停することを

¹ 半導体回路配置法第 25 条第 3 項参照。

要求される。回路配置法に特に定められていない場合には、民事調停法の規定が SLDCC の手続にも準用される。

調停パネルは 3 名から構成され、少なくともそのうちの 1 人は弁護士または特許弁護士の資格をもたなければならない。² 調停は、当事者が合意した事項を含む文書を作成することによって達成される。

3. 調停書の効力

かかる調停書は、当事者の支配下にはない事項を除き、訴訟において作成された和解契約と同じ効力をもつ。³ 一方、当事者が正当な理由なしで 2 回以上、関連文書の提示または提出の要請に応じなかった場合、または調停の申立日から 6 カ月が経過した場合には、調停は失敗したとみなされる。⁴

4. その他

調停手続において発生した経費は、主として、調停を要請した当事者が負担するが、調停が成功した場合には、別途の合意がなされない限り、一般的には等分される。⁵

C. ドメインネーム紛争解決委員会

1. 法律上の根拠および組織

ドメインネーム紛争解決委員会（「DDRC」）は、情報ネットワーク法（「INA」）第 17 条に基づいて設立された。DDRC は 12 名のメンバーから構成される。

2. 管轄権および手続

DDRC は、二次レベル・ドメイン（SLD）「.kr」をもつドメインネームに関係した事項に関する紛争を調停する権限をもつ。

調停を希望する者は、DDRC に目的を記した申立を裏付けの関連文書とともに提出することができる。紛争は 1 名または 3 名から構成される調停パネルによって審理される。被告は自分の抗弁書を、申立人の主張を受け取ってから 14 日以内に提出することができる。

² 同上第 28 条。

³ 同上第 29 条。

⁴ 同上第 30 条。

⁵ 同上第 31 条。

3. 調停書の効力

いずれかの当事者が調停パネルの決定を遵守せず、かつ/または決定が送達された日から 2 週間以内に最初の契約において当事者が定めたとおりに仲裁に付託せず、上訴もしなかった場合には、相手方当事者は記録官に提出することにより決定を執行することができる。

4. その他

調停を申立する際、申立当事者は、88 万ウォンから 156 万ウォンの間の調停の経費を負担する。

D. 工業財産権紛争調停委員会

1. 法律上の根拠および組織

工業財産権紛争調停委員会（「IPDMC」）は、発明推進法（「IPA」）第 29 条に基づき設立された。IPDMC 委員会は、韓国工業財産局（「KIPO」）長官が指名する 15 名から 20 名のメンバーから構成される。⁶

2. 管轄権および手続

IPDMC は、工業財産権が関係する紛争を調停する権限をもつが、工業財産権の有効性、取り消しまたは認定に関する主張は調停に適さない可能性もある。⁷

紛争を調停しようとする者は、IPDMC に申立てを、その目的と理由の説明とともに提出することができる。IPDMC は申立日から 3 カ月以内に紛争を調停することを要求され、調停手続に付随する費用は一般にはない。調停パネルは 3 名から構成される。そのうち 1 名は通常、弁護士または特許弁護士の資格がなければならない。⁸ 調停は、当事者が合意した事項を含む文書を作成することによって達成される。

3. 調停書などの効力

両当事者の権限下にはない事項に関するものを除き、調停書は両当事者間の契約と同じ効力をもつ。⁹ IPDMC への関連文書の提示または提出の要請を送達された当事者がそれを遵守しなかった場合には、その調停は失敗したとみなされる。¹⁰

⁶ 発明推進法第 29 条第 1 項および第 2 項参照。

⁷ 同上第 29-4 条。

⁸ 同上第 29-2 条。

⁹ 同上第 29-6 条。

¹⁰ 同上第 29-5 条。

調停の申立は、時効の進行停止の効果をもつ。しかし、調停が失敗したとみなされる場合には、調停が失敗してから 1 カ月以内に訴訟が提起されないかぎり、時効の進行が中断したとの効果はもたない。

E. IP 紛争の仲裁

1. 韓国商事仲裁委員会

IP 紛争の大部分の仲裁は KCAB に付託される。(KCAB についての議論は、他の提出論文「韓国における裁判外紛争解決制度」を参照。) 大部分の IP 紛争の仲裁は、特許、商標または著作権のライセンス契約から生じる。

KCAB の仲裁判断は両当事者に対して、裁判所の最終的な確定判決と同じ効力を有し、したがって裁判所を通じて執行される。また韓国は 1958 年 6 月 10 日の「外国仲裁判断の承認と執行に関する国連条約」(ニューヨーク条約) の締約国なので、KCAB の仲裁判断は、外国でも執行力をもつ。

2. IP 紛争の仲裁可能性

仲裁の範囲は、事件が裁決されるはずであった通常裁判所の裁判権の限界によって決定される。民間の当事者間の知的財産権に関する法的紛争は、その性質から私的でも公的でもある。2 個人間の紛争は実際に私的であるが、関係する知的財産権の性質は公的問題である。たとえば、韓国を含む大部分の国では、国の経済全体に大きな影響をもちうる一定の知的財産権に対して特別の取り扱いおよび特別の要件を課している。さらに、特許権などのある種の知的財産権が関係する場合、問題の権利の取得あるいは無効化には、韓国内の管轄権のある政府機関による審査および登録が要求される。その意味で、かかる知的財産権は、私的な当事者のみで処理できる私的なまたは商業的な性質のみをもつとは言えない。

韓国では、特許の出願および無効化のプロセスは、KIPO および特許裁判所の管轄下に入る。つまり、特許の付与は、KIPO による審理、または特許裁判所による判決によってのみ行える。米国などのコモンローの国とは異なり、韓国で特許が自明性の欠如により無効であると主張された場合、韓国の通常裁判所は特許事件を裁決するための裁判権をもたない。しかし特許が、非自明性ではなく新規性の欠如により無効であると主張された場合、裁判所はその問題を審理し、KIPO または特許裁判所による別個の審理をすることなく、特許の無効を宣言することができる。発明は、特許出願前の公有の知識の一部だからである。新規性の欠如を根拠にした特許無効の請求は、通常の民事裁判所で判決可能であり、仲裁も可能である。

しかし、新規性の欠如か改良の欠如に関わらず、特許が明らかに無効であるときに特許を認めることが権利の乱用だとすれば、その主張は通常の民事裁判所で判決可能であり仲裁も可能であるというのが、私の意見である。

III. コンピューター・ソフトウェア取引紛争の ADR

A. 一般

下記の組織が、韓国でのコンピューター・ソフトウェア取引紛争の ADR として機能している：(i) コンピューター・プログラム審議調停委員会、(ii) 電子商取引調停委員会、(iii) 消費者紛争調停委員会、および (iv) 韓国商事紛争委員会。

B. コンピューター・プログラム審議調停委員会

1. 法律上の根拠と組織

CPDCC は、韓国におけるコンピューター・ソフトウェア取引紛争の主たる ADR として機能している。CPDCC はコンピューター・プログラム保護法（「CPPA」）に基づき、情報通信省（「MIC」）内に 1994 年 10 月に設立され、1995 年 1 月 1 日から運用されている。その 10 名から 15 名のメンバーは、同省によって、文化旅行省との協議のうえで指名される。CPDCC は特に、コンピューター・プログラム関連の紛争を審理する権限をもつ。

¹¹

2. 管轄権と手続

しかし CPDCC は、下記の事項を審査する権限ももつ。¹²

- (i) プログラムの著作権に関する規定の解釈
- (ii) 著作権法の提案に活動を適合させるために必要な規制
- (iii) 公正使用の制限およびコンピューター・プログラム利用の促進についての審議
- (iv) コンピューター・プログラムの登録
- (v) 情報通信省が要請するその他のプログラム著作権関連問題

紛争を調停に付すことに関心をもつ者は、その目的と理由を記した申立てを CPDCC に提出することができる。CPDCC は申立日から 3 カ月以内に紛争を調停することを要求される。¹³ 調停を求める申立てがいったん CPDCC に提出されたら、3 名の CPDCC のメンバーから構成される調停パネルに割当てられる。調停パネルは当事者、その弁護士

¹¹ CPPA 第 29 条第 1 項。

¹² CPPA の執行命令第 24 条参照。

¹³ 同上第 29-4 条第 1 項および第 3 項参照。

および利害関係者を召集し、必要な文書があればその提出を要求することができる。¹⁴ 必要ならば適切な専門家の意見が聴取される。調停パネルは問題を審査した後、調停案を作成し、当事者にそれを受け入れるように勧告する。両当事者が従うことに合意した文書を作成することで調停は終了する。

3. 調停書の効力

当事者の権限下にはない事項に関するものを除き、調停書は裁判所の訴訟において作成される和解契約と同じ効力を有する。¹⁵ 一方、紛争当事者が、正当な理由なしで調停パネルの呼出しに応じなかったか、調停の申立日から3カ月経過した場合には、その調停は失敗したとみなされる。調停手続中に生じた経費は、原則として、調停を要請した当事者が負担する。しかし、調停が成功した場合、別途の合意がない限り、一般に両当事者が経費を等分する。¹⁶

C. 電子商取引調停委員会 / 消費者紛争調停委員会

電子商取引調停委員会は、ソフトウェア取引紛争を含む企業間取引や企業対消費者取引の電子商取引紛争を調停する。しかし、消費者紛争調停委員会（「CDCC」）は、ソフトウェア取引における紛争を含む企業対消費者取引のみの電子商取引紛争を調停する。当事者がオンラインで取引を行った場合、ECMC は、ソフトウェア取引の紛争を、当事者間に契約が無かった場合でも調停をする権限をもつ。（ECMC に関する詳しい議論は、下記の第 VI 章を参照。）

IV. 電子商取引紛争およびオンライン ADR の利用

A. 電子商取引調停委員会

1. 法律上の根拠および組織

電子商取引調停委員会（「ECMC」）は、電子商取引基本法第 32 条に基づいて設立された。¹⁷ ECMC は、商工エネルギー省長官が指名する 15 名から 50 名のメンバーから構成される。¹⁸

調停人になるには、(i) 現在または以前、大学で助教授またはそれ以上の職に就いている / 就いていた、または公的に認定されている研究所でかかる職に相当する地位に就いている / 就いていた、そして電子商取引に関係する分野を専門としている ; (ii) 現在、

¹⁴ 同上第 29-5 条第 1 項。

¹⁵ 同上第 29-6 条第 1 項および第 2 項。

¹⁶ 同上第 29-7 条第 1 項および第 2 項。

¹⁷ 旧法第 28 条およびその執行命令第 15 条参照。

¹⁸ 同上第 32 条第 2 項および第 3 項参照。現在は ECMC は 47 名のメンバーから構成されている。

高い官職に就いている、またはそれに相当する地位で公的機関で働いている / 働いていた、そして電子商取引の扱いに経験をもつ ; (iii) 裁判官、検察官または弁護士としての法的な資格をもつ ; (iv) 非営利非政府組織支援法第 2 条に基づき設立された非営利非政府組織によって推薦された ; または (v) 電子商取引について専門的知識をもつ人でなければならない。

2. 管轄権および手続

ECMC は電子商取引に関する紛争を調停する権限をもつ。¹⁹ ECMC は申立日から 45 日以内に紛争を調停することを要求され、調停手続に付随する費用はない。いったん調停に対する申立てが当事者により ECMC に提出されたら、ECMC の 1 名または 3 名の調停人から構成される調停パネルに割り当てられる。調停パネルは当事者、弁護士および利害関係者を呼び出し、必要な文書の提出を要求することができる。必要ならば適切な専門家の意見を聴取する。調停パネルは調停案を作成し、その提案を受け入れるように当事者に勧告する。調停は、当事者が合意した調停書を作成することによって終了する。

3. 調停書の効力

かかる調停書は、執行力をもたない両当事者間の和解合意と同じ効力をもつ。

4. サイバー調停センター

サイバー調停センターは、ECMC の承認の下に、当事者に、紛争を調停するためのより便利で費用効果的な方法を提供するチャット・プログラムを使ったオンライン調停のすべての手続を定める。紛争および調停の対象に関心をもつ人は、調停の時間や場所を指定しなければならないという面倒なしに、インターネット上でサイバー調停センターを訪問し、リアルタイムでその意見を共有することができる。

B. プライバシー紛争調停委員会

1. 法律上の根拠および組織

プライバシー紛争調停委員会 (「PDMC」) は、情報通信ネットワーク利用の推進および情報保護に関する法律 (「情報ネットワーク法」) の第 33 条に基づき設立された。PDMC は、情報通信省が指名する 15 名までのメンバーから構成される。²⁰

調停人となるには、(i) 現在または以前、大学で助教授またはそれ以上の職に就いている / 就いていた、または公的に認定されている研究所でかかる職に相当する地位に就い

¹⁹ ECBA 第 32 条第 1 項参照。

²⁰ 情報ネットワーク法第 33 条第 3 項参照。

ている / 就いていた、そして個人情報の保護に関係する分野を専門としている ; (ii) 現在、高い官職に就いている、またはそれに相当する地位で公的機関で働いている / 働いていた、そして個人情報の保護問題の扱いに経験をもつ ; (iii) 裁判官、検察官または弁護士としての法的な資格をもつ ; (iv) 情報通信サービスの利用者の組織で現在または以前、職員として働いている / 働いていた ; (v) 情報通信サービスの提供者の組織で現在または以前、職員として働いている / 働いていた ; または (vi) 非営利非政府組織支援法第 2 条に基づき設立された非営利非政府組織によって推薦された人でなければならない。

2. 管轄権および手続

PDMC は個人情報に関する紛争を調停する権限をもつ。²¹ PDMC は申立日から 60 日以内に紛争を調停することを要求される。紛争当事者による調停の申立ての受理を受けて、調停パネルは当事者、弁護士および利害関係者を呼び出し、必要な文書があればその提出を要求することができる。必要ならば適切な専門家の意見を聴取する。それから調停パネルは調停案を作成し、その提案を受け入れるように当事者に勧告する。調停は、当事者が合意した調停書を作成することによって終了する。

3. 調停書の効力

かかる調停書は、執行力をもたない、両当事者間の和解合意と同じ効力をもつ。

C. 消費者紛争調停委員会

消費者保護法（「CPA」）第 34 条に基づき韓国消費者保護委員会によって設立された、消費者紛争調停委員会（「CDCC」）は、電子送金、クレジットカードの支払い、サイバー取引など、主として企業対消費者の取引に関係する、消費者関連 EC 紛争を調停する権限をもつ。下された調停の裁定は、司法上の和解と同じ効力をもつ（CPA 第 45 条）。

D. 金融紛争調停委員会

金融紛争調停委員会は、金融監督委員会（FSC）の支援の下に、特に金融に関係する EC 関連の紛争を審査するために設立された。「金融監督組織の設立に関する法律」の第 55 条に基づき、調停の裁定は司法上の和解と同じ効力をもち、両当事者を拘束し執行力をもつ。

V. 結論

ADR が IP 紛争に対して事物管轄権をもつか否かという継続中の論争のため、韓国では、IP 紛争のための現在の ADR は、他の IP 関連以外の紛争のための ADR ほどは発展していない。しかし、

²¹ 情報ネットワーク法第 33 条第 2 項参照。

著作権紛争の調停やコンピューター・プログラム紛争の調停などにおける、最近のさまざまな IP 関連の ADR 組織の設立を見ると、韓国における ADR による IP 関連紛争の解決は、稀ではなくなりつつある。さらに最近の電子商取引の発展は、サイバースペースの保護の強化、そして IP 関連紛争の ADR による解決法を必要としている。

ADR が IP 関連紛争に対して管轄権をもつかという問題は、論争中である。電子商取引および/またはサイバースペース関連の紛争を扱う専門の ADR 組織がないという事実は、韓国での ADR 制度の発展と推進にとって障害となっている。

韓国を含む多くの国で、消費者保護組織が、企業対消費者取引関連の紛争のための主たる ADR となっている。しかし、企業間取引関連の紛争を専門とする組織は稀であり、企業対消費者取引での紛争を専門とする ADR よりも、推進することが難しい。さらに、より多くの IP 取引がオンラインで行われ、IP 取引はほとんどが企業間取引なので、企業間取引関連の紛争を ADR によって解決するという考え方が紛争当事者に不人気なことも、韓国での IP を専門とする ADR の今後の発展にとって障害である。

EC 関連紛争の ADR 発展の道にあるこれらの障害にも関わらず、サイバー産業の急成長を考えると、明らかに、サイバースペースでの紛争を解決する準備ができた組織に対する必要性が高まっている。したがって、電子商取引の紛争を解決する ADR 手続の確立に成功するために、ICC、シンガポールのサイバー裁判所、韓国の ECOMC などの組織に積極的な関心をもつ必要がある。